

北名古屋市監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和8年3月25日

北名古屋市監査委員 吉野 修進

北名古屋市監査委員 桂川 将典

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

国保医療課

対象期間 令和7年4月1日から令和8年2月24日までの所管事務

実施期間 令和8年2月5日から令和8年2月24日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査するとともに、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

国保医療課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

<国保医療課>

主な所管事務は、国民健康保険、保健事業、老人保健、後期高齢者医療、福祉医療費、養育医療、国民年金、老齢福祉年金に関する事務である。

(1) 支出事務について

養育医療費において、申請書に受付印のないものがあつた。また、地方税関係

情報を取得することに関する同意書に取得する課税年度の記載のないものがあった。

(2) 契約事務について

特定保健指導業務において、契約額と請求額に相違したものがあつた。

意見

- (1) 福祉医療費過年度返納金について、高額療養費の返納金の受入れがあるため歳入科目全てを事後調定している。年度を跨いだ収入未済額の発生や時効到達による不納欠損額が生じると決算に反映されず、会計処理の正確性を欠くことから調定区分別に科目を分ける取扱い方法をとられたい。
- (2) 福祉医療費過年度返納金の徴収事務にあたっては、接触を図るも反応がない滞納者について一部記録のないものがあるが、適切に記録し決裁を得、次の手段を講じるために活用して徴収事務にあたられたい。